

○中央労働委員会行政文書管理規則改正 新旧対照条文 (案)
中央労働委員会行政文書管理規則 (平成 23 年中央労働委員会訓第 2 号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(紛失等への対応) 第 24 条 (略) 2 総括文書管理者及び総括文書管理者代理は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、<u>中央労働委員会会長</u>に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(紛失等への対応) 第 24 条 (略) 2 総括文書管理者及び総括文書管理者代理は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、<u>行政機関の長</u>に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。</p>

附 則 (令和 4 年※月※日中央労働委員会訓第※号)

(施行期日)

この訓令は、令和 4 年※月※日から施行する。